



きょうと福祉倶楽部だより



2月号

介護保険は高齢者介護をどう変えたのか？ 介護保険の26年を振り返る

2000年4月、国民の期待に応じて介護を社会化すると介護保険が始まりました。十分な介護が保障されず国民の不安が高まる中で介護を社会化するって文言に多くの人が制度の開始に大きな期待を寄せました。

あれから26年がたちます。はたして介護保険は高齢者の家族を介護から解放したのでしょうか？

心身が不自由になった高齢者は自分が望む人生の最後の時期を介護保険で安心できるようになったのでしょうか？

わたしは介護保険の開始時期から今日まで制度を見つめてきました。具体的な事実をはじめにお示しします。介護保険の支給限度額（使える額）は制度創設から消費税の転嫁分を除いて変わっていません。

一方で介護報酬は様々な加算が創設されました。つまり1人1人が介護保険でまかなえるサービスは減っているのです。ホームヘルパーの仕事は当初認められていた通院の介助は医療機関に入れば介助は医療機関の仕事だと報酬算定は困難にされました。医療機関は外来での介護の報酬はもらえないのです。（ただし、医療機関ができない事が明らかであれば算定可能）

ただ、この規制が示されてからケアマネージャーも訪問介護事業所も「自主規制」で「自費でのサービス」ですと利用者に自費での負担を御願いするところが増えました。

家事を支援する「生活支援」の報酬は上限45分とされ、事実上サービスの制限と報酬の制限が行われました。

福祉用具の貸与もこれまではケアマネージャーが必要と判断し、ケアプランに位置づければ簡単に貸与できたベッドや車椅子は原則貸与不可とされました。

これは多くの反発を呼び、厚労省は①医師の必要と認める意見②サービス担当者会議でそれぞれが必要性を認め③保険者（市町村）が確認する。

の3点を満たせば貸与可能とはなりましたが、その煩雑な手続きを嫌うケアマネージャーは貸与事業者が設定した保険外の安価な用具で代用されることが多く見られるようになりました。

このように介護保険の26年は給付の削減とサービスの制限が進んでいます。わたしたちが制度の開始時に期待した介護の社会化からはどんどん遠ざかってます。介護の社会化が進まなければ若い世代は介護に自分の時間もお金も割かれます。そうすると働き手である若年層が満足に仕事ができないという悪循環も起こります。

きょうと福祉倶楽部はこういう事態を最初から予測してました。だから「本当の福祉を作りたい」と介護の社会化を目指してきました。時代はまだわたしたちに試練を与えています。それでもみなさんと力を合わせて人権守る社会を取り戻したいと考えています。



有限会社 おとくに福祉研究所

きょうと福祉倶楽部

〒617-0824

長岡京市天神4丁目7-12 ハイツ東台101号

TEL 075-958-2560

FAX 075-957-2808

E-mail info@fukushi-club.com

きょうと福祉倶楽部ホームページ



※過去のおたよりはホームページに掲載しております